

2023年1月27日 理事会制定

ICIAM2023 に関わる契約・購入についての申し合わせ

1. ICIAM2023 開催に関する 100 万円未満の契約・購入に対する出金に関しては、総務担当理事（2 人）と事務局で確認した上で、総務担当理事が可否を判断し、理事会で報告する。
2. ICIAM2023 開催に関する 100 万円以上の契約・購入に対する出金に関しては、学会執行部（会長、副会長、総務担当理事）および監事で、オンライン会議を開き可否を判断し、理事会で報告する。オンライン会議は、月 2 回程度開き、一度の会議につき（執行部、監事のうち）4 人以上の参加を必須とする。オンライン会議には、理事と ICIAM2023 実行委員会委員のオブザーバー参加を認める。

ただし、いずれの場合も、見積もりや算定の根拠を示した文書は理事会全体で共有する。

以上